

**広域ごみ処理施設整備・運営事業**

**副生成物運搬業務委託契約書**

**(案)**

**令和6年（2024年）12月**

**西尾市**

広域ごみ処理施設整備・運営事業  
副生成物運搬業務委託契約書

- 1 委 託 名 広域ごみ処理施設整備・運営事業副生成物運搬業務
- 2 契 約 期 間 始期 本委託契約締結日  
終期 令和 32 年（2050 年） 3 月 31 日
- 3 契 約 金 額 金●円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
金●円※)  
※令和元年（2019 年）10 月以降の消費税率を 10%として算出  
しており、当該前提に変更があった場合には修正される。
- 4 契 約 保 証 金 額 添付約款に記載のとおり
- 5 支 払 条 件 添付約款に記載のとおり

広域ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、西尾市（以下「発注者」という。）、●（以下、個別に又は総称して「受注者」という。）及び●（以下「運営事業者」という。）は、基本契約に基づき、各々対等な立場における合意に基づいて、添付約款によって、この副生成物運搬業務委託契約（以下「本委託契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本委託契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、次の特約条項を付し仮契約を締結し、別途発注者及び運営事業者間で締結される広域ごみ処理施設整備・運営事業運搬業務委託契約（以下「運搬業務委託契約」という。）について、西尾市議会で議決され、本契約として発効されたことをもって本契約に読み替える。

（特約条項条文）

本委託契約は、運搬業務委託契約が西尾市議会において議決され本契約として発効された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責めに任じない。

(仮契約日) 令和●年 (20●年) ●月●日

発注者

愛知県西尾市寄住町下田22番地

西尾市

代表者 西尾市長

受注者

【住所】

【社名】

【代表者】

運営事業者

【住所】

【社名】

【代表者】

## 目次

第1章 総則	1
第1条 (定義)	1
第2条 (準拠法及び解釈)	1
第3条 (通知等)	1
第4条 (通貨)	1
第5条 (計量単位)	1
第6条 (期間の計算)	1
第7条 (契約保証金)	1
第8条 (解釈等)	2
第2章 副生成物運搬業務	2
第1節 総則	2
第9条 (業務の範囲)	3
第10条 (契約期間)	3
第11条 (善管注意義務)	3
第12条 (許認可の取得)	3
第13条 (再委託等の禁止)	3
第14条 (関連法令等の遵守)	3
第15条 (発注者の指示監督等)	3
第2節 副生成物運搬業務の実施	4
第16条 (副生成物運搬業務の実施)	4
第17条 (発注者への報告)	4
第18条 (業務遂行体制)	4

第19条	(試運転への協力)	4
第3節	副生成物運搬業務委託費の支払い	4
第20条	(副生成物運搬業務委託費の支払い)	4
第21条	(副生成物運搬業務委託費の請求及び支払の方法)	5
第22条	(副生成物運搬業務委託費の見直し)	5
第3章	要求水準書及び事業提案書の変更	5
第23条	(要求水準書及び事業提案書の変更)	5
第4章	損害賠償	6
第24条	(損害賠償)	6
第25条	(第三者への賠償)	7
第5章	法令変更及び不可抗力	7
第26条	(法令変更)	7
第27条	(不可抗力)	8
第28条	(不可抗力による負担)	9
第6章	運営期間の終了	9
第1節	解除等	9
第29条	(発注者の任意解除権)	9
第30条	(発注者の催告によらない解除)	9
第31条	(発注者の催告による解除等)	10
第32条	(違約金)	10
第33条	(受注者又は運営事業者による解除)	12
第2節	業務の引継ぎ	12
第34条	(業務の引継ぎ)	12
第7章	特許権、著作権及び秘密保持	12

第35条	(特許権等)	12
第36条	(著作権の利用等)	13
第37条	(著作権の譲渡禁止)	13
第38条	(著作権の侵害防止)	14
第39条	(秘密保持義務)	14
第40条	(個人情報保護)	15
第8章	補則	15
第41条	(権利義務の譲渡)	15
第42条	(遅延利息)	15
第43条	(労働環境の確認等)	15
第44条	(不利益取扱いの禁止等)	16
第45条	(労働環境の改善等)	16
第46条	(受注者への措置)	16
第47条	(管轄裁判所)	16
第48条	(補足)	16
別紙1	保険の詳細	17
別紙2	副生成物運搬業務委託費の支払方法	18
別紙3	特許権等	19

広域ごみ処理施設整備・運営事業  
副生成物運搬業務委託契約約款

第1章 総則

(定義)

第1条 本委託契約における用語の定義は、本委託契約中に定義される用語を除き、発注者、受注者、●、●、●、●、●、●及び●が仮契約を締結した令和●年(20●年)●月●日付広域ごみ処理施設整備・運営事業に関する基本契約書別紙1の定義集のとおりとする。

(準拠法及び解釈)

第2条 本委託契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。  
2 本委託契約、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本委託契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。  
3 本委託契約の変更は書面で行う。

(通知等)

第3条 本委託契約に基づく通知、催告、請求、報告、同意、指摘、確認、承諾、解除等は、本委託契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、書面により行う。  
2 本委託契約において書面により行わなければならないこととされている通知、催告、請求、報告、同意、指摘、確認、承諾、解除等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(通貨)

第4条 金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(計量単位)

第5条 発注者、受注者及び運営事業者との間で用いる計量単位は、本委託契約又は要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(期間の計算)

第6条 期間の定めは、本委託契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。

(契約保証金)

第7条 受注者は、運営開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなけ

ればならない。ただし、第6号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 本委託契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(5) 本委託契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(6) 本委託契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 運営開始日から本委託契約の終了まで、前項の契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、常に、運営期間における副生成物運搬業務委託費（消費税を含む。）の一会計年度分に相当する額の100分の10に相当する金額（以下「運営保証対象額（副生成物運搬）」という。）以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第32条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号から第4号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 運営保証対象額（副生成物運搬）の変更があった場合には、保証の額が変更後の運営対象保証額（副生成物運搬）に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

（解釈等）

第8条 発注者、受注者及び運営事業者は、本委託契約とともに、基本契約、入札説明書等、要求水準書及び事業提案書に定める事項が適用されることを確認する。

2 本委託契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書と事業提案書との間に齟齬がある場合、本委託契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書、事業提案書の順にその解釈が優先する。ただし、事業提案書の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については、事業提案書が要求水準書に優先する。

## 第2章 副生成物運搬業務

### 第1節 総則

(業務の範囲)

第9条 発注者は、運営期間における副生成物運搬業務の実施を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

2 運営事業者は、受注者が前項に基づき受託した副生成物運搬業務を本委託契約に定めるところに従い適正に行うよう、受注者を監督し、必要な指導を行うものとする。

(契約期間)

第10条 本委託契約の契約期間は、本委託契約締結日から運営完了日までとする。

(善管注意義務)

第11条 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって、本委託契約及び要求水準書の各条項の規定により、副生成物運搬業務を実施しなければならない。

(許認可の取得)

第12条 運営事業者は、運営開始日までに、本委託契約の締結及び履行のため受注者において必要とされる全ての許認可を、受注者に取得させ、これを維持させ、必要な届出等を行わせなければならない。受注者は、運営事業者の指示に従い、運営開始日までに、本委託契約の締結及び履行のため必要とされる全ての許認可を取得し、維持し、必要な届出等を行うものとする。

(再委託等の禁止)

第13条 受注者は、自らの副生成物運搬業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(関連法令等の遵守)

第14条 受注者は、自らの副生成物運搬業務の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を含む関連法令及び関連規制を遵守しなければならない。

(発注者の指示監督等)

第15条 発注者は、本委託契約の履行について必要があるときは、運営事業者を通じて、受注者に対し指示監督することができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、運営事業者を通じて、受注者に対して副生成物運搬業務の実施状況について調査し、若しくは報告を求め、又は受注者の事務所その他副生成物運搬業務の実施場所に立ち入ることができる。

3 発注者は、受注者による副生成物運搬業務の遂行が本委託契約、入札説明書等、要求水準書、事業提案書を満たしていない（以下「業務水準未達」という。）と判断した場合は、運営事業者を通じて受注者に対して、必要な是正勧告その他の措置を講じることができる。この場合、受注者は、当該措置に対する対応状況を、運営

事業者を通じて発注者に報告しなければならない。

## 第2節 副生成物運搬業務の実施

(副生成物運搬業務の実施)

第16条 受注者は、運営期間中、本委託契約、入札説明書等、要求水準書及び事業提案書に基づき、適正に副生成物運搬業務を行う。

(発注者への報告)

第17条 受注者は、運営事業者を通じて、自らが実施した副生成物運搬業務に係るデータを取りまとめた日報、月報及び年報を発注者に提出する。日報、月報及び年報に記載すべき事項及びその提出期限等の詳細は、発注者、受注者及び運営事業者が協議して定める。

(業務遂行体制)

第18条 受注者は、運営開始日までに、自らが実施する副生成物運搬業務の実施に必要な人員を確保し、かつ、当該人員に対し、自らが実施する副生成物運搬業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行わなければならない。

2 受注者は、運営開始日までに、重大事故等の緊急事態発生時の連絡体制を整え、応急措置に対する準備を整えなければならない。

(試運転への協力)

第19条 受注者は、建設工事請負契約第55条に基づき実施される試運転により生じる副生成物の運搬に協力しなければならない。

## 第3節 副生成物運搬業務委託費の支払い

(副生成物運搬業務委託費の支払い)

第20条 発注者は、運営事業者を通じて、受注者に対し、運営期間中、別紙2に定めるところにより算定される金額を、副生成物運搬業務委託費として、受注者に支払う。

2 受注者は、本委託契約に別段の定めがある場合を除き、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、発注者に対し、直接、何らかの支払いを請求することはできない。

3 発注者は、運営事業者が本委託契約に基づき行う業務に対して、運営費を除き、何らの支払いを行わない。

(副生成物運搬業務委託費の請求及び支払の方法)

第 21 条 受注者は、第 17 条に基づき作成する月報の提出後、当該月報に係る月の副生成物運搬業務委託費の請求書を作成し、運営事業者に提出する。

2 運営事業者は、前項により提出を受けた請求書を発注者に提出する。ただし、運営事業者は、運営業務委託契約書第 49 条第 2 項に基づく運営費の請求書とともに提出しなければならない。

3 発注者は、前項の請求書を運営事業者から受領した日から 30 日以内に、副生成物運搬業務委託費を運営事業者に支払う。これにより、発注者は、副生成物運搬業務委託費を受注者に支払うべき義務を履行したものとみなされる。

4 運営事業者は、発注者から受領した副生成物運搬業務委託費を、別途受注者及び運営事業者で定める日までに受注者に支払う。

(副生成物運搬業務委託費の見直し)

第 22 条 発注者、受注者及び運営事業者は、社会経済状況の変化に応じて、副生成物運搬業務委託費の見直しを実施することができ、詳細については、別紙 2 に定めるところによる。

### 第 3 章 要求水準書及び事業提案書の変更

(要求水準書及び事業提案書の変更)

第 23 条 運営期間中に、副生成物運搬業務に関連して、技術革新等により要求水準書の変更が必要又は相当と認められる場合は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 発注者は、本委託契約の締結後、技術革新、社会状況の大幅な変化等、発注者及び受注者が契約締結時に想定し得なかった状況の変化、その他合理的な理由（ただし、法令等の変更及び不可抗力を除く。）により要求水準書の変更の必要が生じた場合、又は要求水準書の変更が相当と認められる場合には、その変更を、運営事業者に請求することができる。

(2) 運営事業者は、前号の規定による発注者の請求について、受注者と協議のうえ、その対応可能性及び費用見込額を発注者に対し通知しなければならない。

(3) 発注者、受注者及び運営事業者は、協議の上、要求水準書を変更することができる。かかる変更により追加費用が生じた場合には、発注者が負担する。また、かかる変更により受注者に費用の減少が生じるときには、費用の減少について、協議した結果に従い、副生成物運搬業務委託費を減額する。

(4) 前号の規定による協議が協議開始の日より 60 日以内に整わない場合には、発注者は本委託契約の一部又は全部を解除することができる。

2 受注者は、本委託契約の締結後に合理的な必要が生じた場合（ただし、法令等の変更があった場合及び不可抗力による場合を除く。）、要求水準書の変更を運営事業者に請求することができる。運営事業者は、受注者の請求が合理的であると認め

た場合、受注者の請求を発注者に通知する。

- 3 前項の通知があった場合、発注者は、受注者及び運営事業者との協議に応じなければならない。発注者は、かかる協議が整った場合、要求水準書の変更を行うものとし、この場合の副生成物運搬業務委託費の支払額の変更については、発注者、受注者及び運営事業者の合意したところによる。
- 4 副生成物運搬業務に関連して要求水準書を変更するときは、発注者、受注者及び運営事業者で協議の上、変更内容に応じ、発注者は要求水準書を適切に変更する。
- 5 発注者は、第1項第4号の規定により本委託契約の全部又は一部を解除し、当該解除により受注者に損害が生じる場合には、発注者がやむを得ないと認めるもののみを賠償する。
- 6 発注者は、副生成物運搬業務に関連して、技術革新等により事業提案書の変更が相当と認められる場合は、事業提案書の変更を運営事業者に請求することができる。この場合、運営事業者は、受注者と協議のうえ、当該変更に伴い生じる費用見込額及び当該変更により受注者に生じる副生成物運搬業務のための費用の減少見込額を発注者に対し通知しなければならない。
- 7 前項の場合において、発注者は、受注者及び運営事業者と協議し、かかる協議が整った場合、事業提案書の変更を行うものとし、この場合の副生成物運搬業務委託費の支払額の変更については、発注者、受注者及び運営事業者の合意したところによる。
- 8 前項に基づき事業提案書が変更された場合で、必要と認められるときは、発注者、受注者及び運営事業者で協議の上、変更内容に応じ、発注者は要求水準書を適切に変更する。

#### 第4章 損害賠償

(損害賠償)

- 第24条 副生成物運搬業務に関連して、発注者が債務の本旨に従った履行をしない場合又は債務の履行が不能である場合は、受注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該場合が本委託契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該副生成物運搬業務の不実施又は本委託契約の違反が本委託契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
    - (1) 運営期間内に業務を完了することができないとき。
    - (2) 成果物に契約不適合があるとき。
    - (3) 第30条又は第31条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4)前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

3 発注者は、運営事業者が本委託契約の定めるところに違反し、発注者に損害が生じたときは、その損害の賠償を運営事業者に請求することができる。ただし、本委託契約の違反が本委託契約及び取引上の社会通念に照らして運営事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(第三者への賠償)

第 25 条 受注者及び運営事業者は、副生成物運搬業務の遂行に当たり、その責めに帰すべき事由によって第三者に損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、当該損害を生じさせた受注者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

## 第 5 章 法令変更及び不可抗力

(法令変更)

第 26 条 受注者は、本委託契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、本委託契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を、運営事業者を通じて書面で発注者に通知しなければならない。この場合、受注者及び運営事業者は、法令等の変更が発生した日以降、当該法令等の変更により履行ができなくなった義務について、本委託契約に基づく履行義務を免れる。

2 発注者、受注者及び運営事業者は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

3 発注者は、副生成物運搬業務委託費の支払いにおいて、受注者が履行義務を免れた義務について、受注者が当該免除によって免れた費用を控除し、受注者が実際に行ったその他の業務内容に応じた副生成物運搬業務委託費の支払いをすることができる。

4 受注者は、本委託契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、自らの副生成物運搬業務に関して合理的な追加費用が発生した場合、運営事業者を通じて発注者に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を報告し、追加費用の負担方法等について発注者及び運営事業者と協議することができる。

5 前項の規定による協議が、協議開始の日から60日以内に整わない場合、発注者及び受注者は、以下の負担割合に応じて費用を負担する。

法令変更	発注者負担割合	受注者負担割合
------	---------	---------

副生成物運搬業務に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等の変更及び受注者の合理的努力によっても吸収できない資本的支出を伴う法令等の変更の場合	100%	0%
上記記載の法令以外の法令等の変更の場合	0%	100%

- 6 前2項の場合、必要に応じて、発注者、受注者及び運営事業者で協議の上、要求水準書の改訂等を行う。
- 7 発注者が支払う副生成物運搬業務委託費に係る消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じた費用の増加分は、発注者が負担する。
- 8 法令等の変更により、要求水準書の変更が可能となり、かかる変更により受注者の副生成物運搬業務実施の費用が減少するときは、発注者は、受注者との協議により要求水準書の変更を行い、副生成物運搬業務委託費を減額する。
- 9 法令等の変更により副生成物運搬業務の継続が不能となった場合、過分の追加費用を要することとなった場合、又は第6項若しくは前項の協議が協議開始の日から60日以内に整わないときは、発注者は本委託契約の全部又は一部を解除することができる。発注者は、本項に基づき本委託契約の全部又は一部を解除し、当該解除により受注者に損害が生じる場合には、やむを得ないと発注者が認めるもののみを賠償する。

(不可抗力)

- 第27条 不可抗力により、いずれかの当事者が本委託契約を履行できなくなったときは、その旨を直ちに他の当事者全員に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知を行った当事者は、通知日後に、かかる不可抗力の事由が止み、本委託契約の履行の続行が可能となる時まで、本委託契約上の履行期日における履行義務を免れるものとし、他の当事者についても同様とする。ただし、発注者、受注者及び運営事業者は、不可抗力により他の当事者に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。
  - 3 発注者は、副生成物運搬業務委託費の支払いにおいて、受注者が履行義務を免れた義務について、受注者が当該免除によって免れた費用を控除し、受注者が実際に行ったその他の業務内容に応じた副生成物運搬業務委託費の支払いをすることができる。
  - 4 第1項の通知がなされた場合、必要に応じて、発注者、受注者及び運営事業者で協議の上、要求水準書の改訂等を行う。
  - 5 前項の規定による協議が、協議開始の日から60日以内に整わないときは、発注者及び受注者は本委託契約の全部又は一部を解除することができる。本項に基づき本委託契約の全部又は一部が解除され、当該解除により相手方に損害が生じた場合には、発注者は、やむを得ないものにより賠償する義務を負う。

(不可抗力による負担)

第 28 条 不可抗力による損害が生じた場合において、副生成物運搬業務につき、損害額及び増加費用額の合計額が、1 会計年度につき、年間の副生成物運搬業務委託費の 100 分の 1 に至るまでは、受注者及び運営事業者が当該損害額及び増加費用額を連帯して負担し、これを超える額については発注者が負担する。

## 第 6 章 運営期間の終了

### 第 1 節 解除等

(発注者の任意解除権)

第 29 条 発注者は、必要と認めたときは、90 日前に受注者及び運営事業者に通知することにより、本委託契約の一部又は全部を解除することができる。この場合、発注者は、受注者又は運営事業者が生じた損害を補償する。

(発注者の催告によらない解除)

第 30 条 発注者は、受注者（第 11 号及び第 12 号の場合は構成員又は協力企業）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本委託契約の一部又は全部を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 正当な理由がなく、自らの副生成物運搬業務に着手すべき期日を過ぎても当該業務に着手しないとき。
- (2) 自己の責めに帰すべき事由により、運営期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 自らの副生成物運搬業務を実施する上で必要な法令等の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (4) 受注者又は受注者の業務担当責任者その他使用人が、発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 受注者又は運営事業者が第 33 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者又は受注者の代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、本委託契約の入札に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。
- (7) 本委託契約及び要求水準書に従った自らの副生成物運搬業務の履行を行わず、発注者が最長 60 日（ただし、発注者が本委託契約の規定に基づき 60 日より長い猶予期間を設けた場合は当該期間とする。）の猶予期間を設けて受注

者に請求しても受注者が当該猶予期間内に本委託契約及び要求水準書に従った副生成物運搬業務の履行を行わないとき。

(8) 自らの副生成物運搬業務の履行を放棄したと認められるとき。

(9) 本委託契約に基づき提出すべき書面において著しい虚偽の記載を行ったとき。

(10) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。

(11) 基本協定第3条第4項各号のいずれかに該当したとき(ただし、第1号から第4号までについては本事業に関して該当した場合に限る。)

(12) 以下のいずれかに該当する行為をしたとき。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 本委託契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて発注者の信用を棄損し、又は発注者の業務を妨害する行為

オ 上記に掲げるもののほか、発注者が発注する業務の受注者として不適切であると認められる行為

2 前項に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、本条の規定による契約の解除をすることができない。

3 発注者は、建設工事請負契約又は運營業務委託契約が解除された場合、本委託契約を直ちに解除することができる。

(発注者の催告による解除等)

第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、30日以内の期間を設けて受注者及び運營業業者に対し履行を催告し、当該催告期間内に改善されないときは、受注者及び運營業業者に通知することにより本委託契約の一部又は全部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本委託契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、本委託契約を解除することができない。

(1) 受注者が、第15条に基づく発注者の指示、是正勧告等について、遅滞なく対応策を示さないとき。

(2) その他受注者又は運營業業者が本委託契約の義務を履行しないとき。

2 前項に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、本条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第32条 受注者は、第1号又は第2号に該当する場合においては、本条に基づく自らの違約金支払義務が生じた日を基準日とする、残存する運営期間に係る副生成物運搬業務委託費の総額(計画年間処理量に基づいて算出される、自らに支払われる予定の金額に限る。当該基準日から当該基準日が属する月の末日までの期間

に係る副生成物運搬業務委託費については、日割計算で算出し、端数は切り上げる。)の10分の1に相当する金額を、第3号に該当する場合においてはその10分の3に相当する金額を、違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1)第30条又は前条の規定により本委託契約が解除された場合(ただし、第3号に該当する場合を除く。)
  - (2)受注者が本委託契約に基づく債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の本委託契約に基づく債務について履行不能となった場合
  - (3)受注者が基本協定第3条第4項第1号から第4号までのいずれかに該当したとき(ただし、本事業に関して該当した場合に限り、本委託契約が解除されたか否かを問わない。)
- 2 次の各号に掲げる者が本委託契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1)受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2)受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3)受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が本委託契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。
- 4 第1項又は第2項の場合において、発注者に発生した損害が第1項又は第2項の規定による違約金の金額を超過しているときは、発注者は、受注者又は運営事業者に対し、当該超過部分についての損害賠償を請求することができる。当該賠償を行う債務は、受注者と運営事業者が連帯して負う。
- 5 発注者は、第7条の契約保証金(契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。)があるときは、本条に基づき請求する違約金の額から当該契約保証金の額を控除することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により受注者が発注者に違約金及び賠償金を支払う場合において、発注者は、違約金請求権及び損害賠償請求権と受注者の副生成物運搬業務委託費請求権その他発注者に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。
- 7 第1項及び第2項の規定にかかわらず、発注者が基本協定第4条第1項の規定により賠償金の支払いを請求する場合は、本条に基づき請求することができる違約金の額は、第1項又は第2項に基づき算出される違約金の額から当該賠償金の額を控除した額(ただし、負の値となる場合は零とする。)とする。

(受注者又は運営事業者による解除)

第 33 条 受注者又は運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本委託契約を解除することができる。

(1) 本委託契約に基づく部分解除のため、契約金額が 3 分の 2 以上減じたとき。

(2) 発注者が、本委託契約に基づく債務の履行を行わない事態を 60 日間継続したとき。

2 受注者は、前項の規定により本委託契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

3 第 1 項に定める場合が受注者又は運営事業者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第 1 項の規定による契約の解除をすることができない。

## 第 2 節 業務の引継ぎ

(業務の引継ぎ)

第 34 条 受注者及び運営事業者は、本委託契約に基づく副生成物運搬業務の終了に当たり、発注者の職員又は発注者が指定する第三者の従業員に対し、発注者が指示する内容の業務の引継ぎを行わなければならない。

## 第 7 章 特許権、著作権及び秘密保持

(特許権等)

第 35 条 受注者は、副生成物運搬業務を実施するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用権（発注者から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得する。当該特許権等の詳細は、別紙 3 に記載のとおりとする。ただし、発注者が当該技術等の使用を指定し、かつ受注者が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

2 受注者は、副生成物運搬業務委託費は、前項の規定による特許権等の実施権又は使用権の取得の対価、次項の規定による実施権又は使用権の付与、成果物（次条第 2 項において定義する。）並びに本件施設の発注者による使用に対する対価を含むものであることを確認する。発注者は、発注者が受注者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受注者に請求しない。

3 第 1 項の規定により受注者が取得した実施権又は使用権のうち、本委託契約終了後において、発注者が副生成物運搬業務を実施又は第三者に実施させるために必要なものについては、受注者は、当該実施権又は使用権を発注者若しくは発注者が

指示する第三者に付与し、又は当該特許権等の権利者をして発注者若しくは発注者が指示する第三者に付与せしめる。

(著作権の利用等)

第 36 条 発注者又は運営事業者が本委託契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、発注者に帰属する。

2 受注者及び運営事業者は、成果物（受注者が本委託契約に基づき発注者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。以下同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡する。

3 受注者及び運営事業者は、発注者が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（発注者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示することなく、成果物の全部若しくは一部の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) 本件施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者が委託する第三者をして成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

4 受注者及び運営事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(1) 成果物の内容を公表すること。

(2) 成果物に受注者の実名又は変名を表示すること。

(3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

5 発注者は、成果物について、成果物が著作物に該当するか否かに関わらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本委託契約の終了後も存続する。

(著作権の譲渡禁止)

第 37 条 受注者及び運営事業者は、本委託契約に特に定める場合を除き、自ら又は著作権者をして、成果物に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の侵害防止)

第 38 条 受注者及び運営事業者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

- 2 受注者及び運営事業者は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならぬときは、受注者及び運営事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(秘密保持義務)

第 39 条 発注者、受注者及び運営事業者は、本委託契約に関連して他の当事者から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、本委託契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本委託契約に特に定める場合を除き、他の当事者全員の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
  - (1)本委託契約で公表、開示等することができると規定されている情報
  - (2)開示の時に公知である情報
  - (3)他の当事者から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
  - (4)他の当事者に対する開示の後に、各当事者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
  - (5)発注者、受注者及び運営事業者が、本委託契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者、受注者及び運営事業者は、次の各号に掲げる場合には、他の当事者の承諾を要することなく、他の当事者全員に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、他の当事者全員に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
  - (1)弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
  - (2)法令等に従い開示が要求される場合
  - (3)権限ある官公署の命令に従う場合
  - (4)守秘義務契約を締結した発注者の広域ごみ処理施設整備事業に係る発注支援業務受託者及び受注者の下請企業に開示する場合
  - (5)発注者が本件施設の運營業務を運営事業者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
  - (6)発注者が本事業にかかる副生成物運搬業務を受注者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
  - (7)発注者が、本事業にかかる副生成物資源化業務を副生成物資源化事業者以外

- の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
- (8)発注者が、発注者以外の関係市町に開示する場合
  - (9)発注者が、西尾市議会に開示する場合

(個人情報保護)

第40条 受注者及び運営事業者は、本委託契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、西尾市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年西尾市条例第33号）及び関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

## 第8章 補則

(権利義務の譲渡)

第41条 受注者及び運営事業者は、事前に発注者の承諾を得なければ、本委託契約上の地位及び本委託契約に係る権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分（譲渡予約権の設定を含む。）をしてはならない。

(遅延利息)

第42条 受注者又は運営事業者が本委託契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者及び運営事業者は、遅延損害金を支払う。

- 2 前項の遅延損害金は、発注者の指定する期間を経過した日から支払いの日まで遅延日数に応じ、本委託契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した額とする。

(労働環境の確認等)

第43条 受注者は、賃金、労働時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が適正であることを発注者が確認できるよう、西尾市公契約条例（令和2年西尾市条例第1号。以下、本条及び次条において「条例」という。）第8条に規定する労働環境報告書を発注者へ提出するものとする。

- 2 受注者は、本委託契約に関して条例第2条第4号に規定する下請負者（以下「下請負者」という。）と契約を締結した場合、当該下請業者をして、当該下請業者に係る労働環境報告書を自らに提出させるものとする。
- 3 受注者は、下請負者から前項の規定による労働環境報告書の提出があったときは、当該労働環境報告書を発注者に提出するものとする。

(不利益取扱いの禁止等)

第 44 条 受注者は、本委託契約に基づく業務に従事する労働者が、条例第 10 条の規定による申出を発注者にしたことを理由として、当該労働者に対して、不利益な取り扱いをしてはならない。

2 発注者は、条例第10条の申出を受理した場合は、受注者に対して、当該申出に係る事実について確認することができる。

(労働環境の改善等)

第 45 条 発注者は、第 43 条第 1 項又は前条第 2 項の確認の結果、労働者の適正な労働環境が確保されていないと認めた場合は、受注者に対し、これを改善するよう指導できる。

2 受注者は、前項の規定による改善の指導を受けた場合は、速やかに労働者の適正な労働環境を確保するための改善に努めるものとする。

(受注者への措置)

第 46 条 発注者は、受注者が関係法令、条例等を遵守していないと認められる場合その他本委託契約に係る労働者の適正な労働環境が確保されていないと認める場合は、受注者に対し必要な措置をとることができる。

(管轄裁判所)

第 47 条 発注者、受注者及び運営事業者は、本委託契約に関する当事者間の一切の紛争に関し、名古屋地方裁判所の第一審に関する専属管轄に服することに同意する。

(補足)

第 48 条 受注者及び運営事業者は、本委託契約に定めるもののほか、本委託契約の履行にあたっては、関係法令及び条例並びに西尾市契約規則（昭和 39 年西尾市規則第 29 号）を遵守するものとする。

2 本委託契約に定めのない事項については、発注者、受注者及び運営事業者が別途協議して定める。

別紙 1 保険の詳細

【提案による】

別紙 2 副生成物運搬業務委託費の支払方法

【入札説明書添付資料－4に基づき記載する。】

別紙 3 特許権等

【提案による】